

国空予管 第 8 号
平成 21 年 4 月 3 日

各地方航空局長 あて

航空局長

「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」及び
「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」
の一部改正について

標記について、国土交通省大臣官房長から「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」（平成 21 年 4 月 3 日付国官会第 2463 号）のとおり財務大臣との協議が整った旨の改正通知があり、また「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について（平成 21 年 4 月 3 日付国官会第 2464 号）のとおり工事請負契約に係る契約担当官等の定める割合の範囲等の一部改正する旨の通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

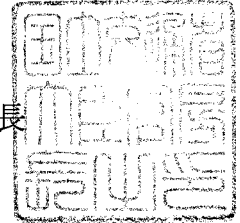
なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。



国官会第2463号
平成21年4月3日

航空局長 殿

国土交通省大臣官房長



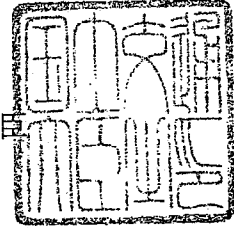
予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

標記について、別紙のとおり改定されたので通知する。

国官会第2462号
平成21年3月31日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣



予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）

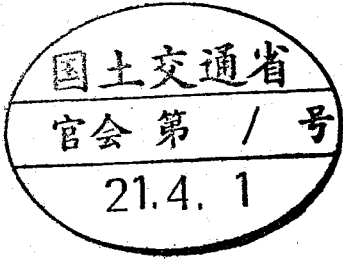
標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。

(別紙)

予算決算及び会計令第85条の基準について

国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であつて、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

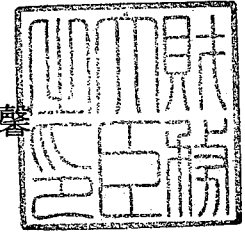
- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合



財計第944号
平成21年3月31日

国土交通大臣 殿

財務大臣 与謝野



予算決算及び会計令第85条の基準について (回答)

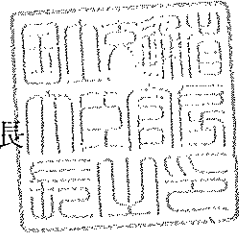
平成21年3月31日付国官会第2462号をもって協議のあった標記
のことについては、異存がない。



国官会第2464号
平成21年4月3日

航空局長 殿

国土交通省大臣官房長



「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正
について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

記2（1）本則中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から10分の9まで」と改める。

記2（1）イを次のように改める。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

記2（1）ロ中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から10分の9まで」と改める。

附則

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

} 殿

国土交通省大臣官房長

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

予算決算及び会計令第85条の基準については、平成16年6月10日付け国官会第366号により改定されたところであるが、この基準(低入札価格調査基準)の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(昭和62年2月2日付け建設省会発第70号)及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて(依命通達)」(平成6年5月20日付け官会第1186号)は、廃止する。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令(以下「令」という。)第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。

(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第2号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては同第3号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---------|---------|-------------------------|--------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額 | 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 |

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調

査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の100/105〇〇円)と記載しておくものとする。

附則

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。